

訪問看護(医療保険)

契約書 及び 重要事項説明書

事業者名

医療法人社団 西村医院
おもいやり訪問看護ステーション

住 所

加古川市野口町水足字松の内 1874-1

TEL

079-454-8100

FAX

079-454-8101

訪問看護の利用について

医療法人社団 西村医院

おもいやり訪問看護ステーション

(1) 訪問回数と時間

- ・ 訪問回数は個々のご希望に合わせて決めさせていただきます。
状態によっては毎日訪問も可能です。
- ・ 訪問時間は1回の訪問につき 30 分～90 分以内までです。

(2) 訪問日と訪問時間

- ・ 月曜日～金曜日まで。(土・日・祝祭日はお休みです。)
- ・ 正月は原則として 12/29～1/3 までお休みです。(若干変更となる場合があります。)
- ・ 訪問時間—9 時30分～16 時30分
- ・ 24 時間対応で臨んでいますので、緊急の場合はご連絡ください。

(3) 契約期間

利用者がサービスを中止されるまで有効とします。

(4) 記録の保管について

訪問時の記録は 2 年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧及びコピー(実費必要)を交付します。

(5) 緊急時の対応について

訪問時の事故発生や利用者の体調悪化等の緊急時における対応について

- 1) 家族に速やかに連絡をします。
- 2) 医師に速やかに連絡対応します。

(6) 損害賠償について

天災事変その他不可抗力により利用者が受けた損害については、事業者は一切の賠償責任を負いません。ただし、事業者の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

(7) 契約の終了と自動更新について

利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は医療保険の有効期間まで、自動的に更新されます。

(8) 契約期間途中で解約について

- 1)この契約は契約期間中であっても、利用者から希望すれば解約することができます。
- 2)事業者からの解約はやむを得ない場合のみとし、1ヶ月以上の期間を置き理由を通知します。
- 3)やむを得ない場合
 - ①事業の廃止や縮小によりサービスが困難になった場合。
 - ②事業者からの申し入れにもかかわらず以下の事由があったときは、契約を解除することができます。
 - ・利用料を3か月以上滞納し、督促を受けても支払わないとき。
 - ・事業者の従事者に対して以下Ⅰ～Ⅶの行為を行い、警告を受けた後もこれを中止しなかったとき。
 - Ⅰ. つねる、叩く、殴るなど身体にむけられた暴力行為。
 - Ⅱ. 怒鳴る、脅す、威圧するなどにより精神的圧迫を加える行為。
 - Ⅲ. 体を触る、触らせるその他サービス従事者に向けて卑猥な言動をとるセクハラ行為。
 - Ⅳ. 誹謗中傷その他業務と無関係にサービス従事者の人格を攻撃する行為。
 - Ⅴ. 計画にないサービスあるいはサービス外の労働を強要する行為。
 - Ⅵ. 事業所内規違反となる業務中の飲食、金銭の受託等を強要する行為。
 - Ⅶ. その他サービス従事者が平穩に業務を行うことを困難にさせる行為。

(9)禁止行為への対応について

利用者及びその関係者から、サービス従事者に対して(8)に定める禁止行為がなされた場合、事業所は以下1)～4)の対応をとることがあることを、利用者はあらかじめ了承するものとします。

- 1)利用者家族へのハラスメント行為の報告。
- 2)担当サービス従業者の交代(複数訪問への切り替えを含む)。
- 3)主治医、保険者、警察等の関係機関とハラスメント対応協議の為の情報提供。
- 4)サービス提供の一時停止。

(10)サービス内容の変更について

- 1)利用者はいつでもサービス内容の変更を申し出ることができます。
- 2)事業者は、気象警報発令・自然災害発生などの緊急事態が起きた場合、利用者に連絡なくサービスの中止をすることができます。但し、連絡が可能な限り

利用者に対しサービス中止の連絡をするようにいたします。

- 3) 気象警報発令・自然災害発生等の緊急事態が起こった場合、サービス提供が困難となる事態が想定されます。このような場合、職員の安全確保の観点から事業所判断でサービス提供を中止することがあります。

(11) 利用サービスの予約取り消しについて

利用サービスの取り消す場合は、訪問当日の訪問時間30分前までに連絡があれば取消料は徴収しません。ただし急病等のやむをえない場合には取消料を徴収することはありません。

(12) 訪問看護師等の変更について

利用者はいつでも担当の訪問看護師の変更を申し出ることができます。また、事業者は、看護師の退職・病気等、止むを得ない理由が発生した場合には変更する場合があります。

(13) 身分証明書の携行について

サービス提供担当者は身分証明書を携行し、初回訪問及び利用者または、その家族から求められた時は提示を行います。

(14) プライバシーの保護について

利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。また、利用者やその家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い処分の際にも漏洩の防止に努めます。

(15) 契約外条項について

本契約に定めのない事項については、医療保険法その他諸法令の定めるところにより、利用者及び事業者双方の協議により定めます。

(16) お支払い方法については別紙参照して下さい。

おもいやり訪問看護ステーションサービス内容

訪問看護

- ☆ きめ細かい看護をお届けします。
- ☆ 入院中から退院に向けての相談も受けます。
 - ◇ 病状観察
 - ・血圧、体温、呼吸、脈拍の測定など
 - ・内服薬の管理
 - ◇ 医療面での看護
 - ・在宅酸素療法、人工呼吸器の管理
 - ・医療器具装着者の援助
 - バルーンカテーテル、栄養チューブ、胃瘻、気管カニューレ、
 - 高カロリー輸液の管理(ポート)、
 - 持続皮下注(自動シリンジポンプ、シユアーヒューザー)
 - ・人工肛門の管理及び指導
 - ・褥瘡(床ずれ)の予防、処置
 - ◇ 末期癌患者の看護
 - ・症状のコントロール
 - ・麻薬の管理
 - ・終末期の看取り
 - ◇ 日常生活の援助
 - ・保清(入浴、清拭、洗髪、足浴など)
 - ・食事の指導
 - ・排泄の介助
 - ・日常動作の運動や寝たきり予防
 - ◇ 相談及び指導
 - ・介護方法や介護相談

訪問リハビリテーション

- ☆ 理学療法士、作業療法士が訪問します。
- ☆ 安心・安全な在宅生活を送るため、リハビリの専門的な視点でサービスを提供いたします。
 - ◇ 身体機能訓練
 - ・運動療法(関節や筋肉の運動など)
 - ・リンパマッサージ
 - ◇ 日常動作の練習
 - ・起きる、座る、立つ、歩くなど(転倒予防も含む)
 - ・食事、排泄、入浴、整容、更衣、屋内移動など

- ◇ 環境整備
 - ・福祉用具(杖、車椅子など)の選定
 - ・住宅改修(手すり、段差解消など)の提案
- ◇ 介護相談、指導
 - ・動作介助の指導(ポジショニングも含む)
 - ・福祉用具使用についての相談、指導
- ◇ 精神心理的支援
 - ・生活リズムを整える、関わり方の提案など
- ◇ 外出や家事、趣味、社会参加活動などの支援
 - ・必要なサービスや社会資源への連携

おもしろい訪問看護ステーション

職員体制について

職 種	員 数	担 当 看 護 師	氏 名	勤務体制
管 理 者	1名			常 勤
訪問看護師	6名			常 勤
				常 勤
				常 勤
				常 勤
				常 勤
				非常勤
理学療法士	1名			常 勤
作業療法士	1名			常 勤

※ご迷惑をかける事はありませんが担当の変更についてはご遠慮なく管理者に申し出て下さい。

休日・時間外に関しては、当番の看護師が対応いたします。

利用料金概算一覧

訪問日数	全額自己負担金額	1割	2割	3割
月1回	¥20,020	¥2,000	¥4,000	¥6,010
月2回	¥28,570	¥2,860	¥5,710	¥8,570
週1回(月4回)	¥45,670	¥4,570	¥9,130	¥13,700
週2回(月8回)	¥79,870	¥7,990	¥15,970	¥23,960
週3回(月12回)	¥114,070	¥11,410	¥22,810	¥34,220
週4回(月16回)	¥152,270	¥15,230	¥30,450	¥45,680
週5回(月20回)	¥190,470	¥19,050	¥38,090	¥57,140
週6回(月24回)	¥228,670	¥22,870	¥45,730	¥68,600
毎日訪問(月31回)	¥292,520	¥29,250	¥58,500	¥87,760

※70歳以上の方は、上限18000円(低所得8000円)までのお支払となります。

★但し、高所得(3割負担)の方は所得に応じて上限が異なります。

★後期高齢者医療2割負担の方は上限18000円または6000円+(総医療費-30000円)×10%の低い金額が適用されます。

(配慮措置期間 R4年10月1日~R7年9月30日までこの制度が適用されます)

※概算金額ですので、場合により上記金額に加算があります。

(加算については、別紙 利用請求書内訳内容をご覧ください。)

※別途、交通費(1回300円)がかかります。

※訪問終了後は翌月に利用料の引落しがありますので、郵便局の口座解約は引落し後にお願います。事情により解約された場合は現金払いとなりますので下記まで連絡お願いいたします。

利用請求書内訳内容(医療保険)

利用料請求書													
西村 一郎 様											今回ご請求金額		
利用者氏名 西村 一郎 様													
発効日 平成〇年〇月分 令和〇年〇月分 期間 〇月〇日～〇月〇日													
⑦…	利用内訳	単価	数量	金額	ご利用日							<input type="checkbox"/> :医療サービス算定日 <input type="checkbox"/> :サービス利用開始・終了日	
	医療基本				日	月	火	水	木	金	土		
	交通費												
	合計				1	2	3	4	5	6	7		
						8	9	10	11	12	13		14
						15	16	17	18	19	20		21
					22	23	24	25	26	27	28		
					29	30	31						
令和〇年〇月〇日に、ご指定の預金口座より自動振り替えさせていただきます。振替日前日までに引き落とし口座にご入金下さい。													
サービス費内訳		単位・単価	回数	各負担割合金額									
				1割	2割	3割							
①…	基本療養費Ⅰ・正看(3日まで)	5,550	1	560	1,100	1,670							
②…	基本療養費Ⅰ・正看(4日以降)	6,550	1	660	1,310	1,970							
③…	難病複数回訪問加算(2回まで)	4,500	1	450	900	1,350							
④…	難病複数回訪問加算(3回以上)	8,000	1	800	1,600	2,400							
⑤…	訪問看護管理療養費(初日)	7,670	1	770	1,530	2,300							
⑥…	訪問看護管理療養費(2日目以降)	3,000	1	300	600	900							
⑦…	24時間対応体制加算	6,800	1	680	1,360	2,040							
⑧…	特別管理加算	2,500	1	250	500	750							
⑨…	特別管理加算(重症度高)	5,000	1	500	1,000	1,500							
⑩…	訪問看護情報提供療養費1	1,500	1	150	300	450							
⑪…	訪問看護情報提供療養費3	1,500	1	150	300	450							
⑫…	退院時共同指導加算	8,000	1	800	1,600	2,400							
⑬…	特別管理指導加算	2,000	1	200	400	600							
⑭…	退院支援指導加算	6,000	1	600	1,200	1,800							
⑮…	退院支援指導加算(長時間)	8,400	1	840	1,680	2,520							
⑯…	長時間訪問看護加算	5,200	1	520	1,040	1,560							
⑰…	在宅患者連携指導加算	3,000	1	300	600	900							
⑱…	緊急訪問看護加算	2,650	1	270	530	800							
⑲…	夜間・早朝加算	2,100	1	210	420	630							
⑳…	深夜加算	4,200	1	420	840	1,260							
㉑…	複数名訪問看護加算	4,500	1	450	900	1,350							
㉒…	看護・介護職員連携強化加算	2,500	1	250	500	750							
㉓…	訪問看護ターミナルケア療養費	25,000	1	2,500	5,000	7,500							
㉔…	訪問看護医療DX情報活用加算	50	1	10	10	20							
㉕…	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780	1	80	160	230							
㉖…	合計		単位計										

サービス費内訳内容説明

- ①…正看護師、理学療法士、作業療法士が訪問した場合、週3日目まで算定。
- ②…正看護師、理学療法士、作業療法士が訪問した場合、4日目以降算定。
注）理学療法士・作業療法士が訪問する場合には、看護師の3ヶ月に1回の定期的な訪問が必要となります。
- ③…1日に2回訪問した場合算定。(癌・難病・特別管理加算算定者の方のみ)
- ④…1日に3回訪問した場合算定。(癌・難病・特別管理加算算定者の方のみ)
- ⑤…訪問看護の提供に必要な計画的な管理に要する費用を月の初日1回算定。
- ⑥…訪問看護の提供に必要な計画的な管理に要する費用を2日目以降算定。
- ⑦…看護業務の負担軽減の取り組みを行っており、緊急訪問看護を必要に応じて24時間対応出来る体制にあるものとして加算。
- ⑧…医療器具(在宅酸素、人工肛門、重度の褥瘡、3日以上点滴注射等)を使用されている方で特別な管理を必要とされる場合に加算。
- ⑨…⑧の医療器具で(ポート・持続点滴・モルヒネ・気管カニューレ、留置カテーテル)などを使用されている場合加算。
- ⑩…難病の公費の方で、健康福祉事務所などに情報提供した場合に加算。
- ⑪…病院・診療所・介護老人保健施設に入院・入所にあたり訪問看護に係る情報提供した場合算定。
- ⑫…退院に向けて医療関係者と患者家族でカンファレンスを行い療養上必要な指導をした場合算定。
- ⑬…⑫を算定した方で特別管理加算算定対象者に加算。
- ⑭…退院日に看護師が訪問した場合に算定。
- ⑮…退院日に看護師が90分以上訪問した場合に算定。(特別管理加算または特別指示書あり)
- ⑯…特別管理加算対象者又は特別指示書対象者への1回の訪問看護時間が90分を超えた場合、週1日算定。
- ⑰…月2回以上医療関係職種間(主治医・看護師・薬剤師)で文書等により情報共有し利用者に指導した場合。
- ⑱…緊急訪問した場合1日1回加算。(月14日目まで2650円、月15日目以降は2000円となります)
- ⑲…夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)の時間帯に訪問した場合に加算。
- ⑳…深夜(22時～6時)の時間帯に訪問した場合に加算。
- ㉑…同時に複数の看護師等が訪問した場合に週1日算定。
- ㉒…介護職員が喀痰吸引等を行っている場合、看護師が同行し実施状況の確認・助言、又はサービス担当者会議を行った場合に加算。
※喀痰吸引等とは、たんの吸引(口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部)と経管栄養(胃瘻・腸瘻・経鼻)
- ㉓…在宅療養診療所の医師と連携し、死亡前14日以内に2回以上の訪問を行った場合に加算。
- ㉔…オンライン請求・オンライン資格確認を行う体制にある場合に月1回算定。
- ㉕…医療に従事する職員の賃金改善を図るものとして、月1回算定。
- ㉖…全額負担の合計。
- ㉗…保険適用後の自己負担金額。

本書面により、事業者から訪問看護利用料の説明を受けました。